（2026 年 10 月）

Glean ライセンスサービス契約約款

本 Glean ライセンスサービス契約約款（以下、「本約款」という。）所定の条件に従って、お客様（以下、「甲」という。）に対して、双日テックイノベーション株式会社（以下、「乙」という。）は、Glean Technologies, Inc.（以下、「丙」という。）が提供する SaaS 型 AI プラットフォームサービスに係るサービスのうち個別契約で定めるもの（以下、「本サービス」という。）を提供し、甲は本サービスの提供を受ける。

［契約要綱］

１．本サービスの範囲

乙が甲に提供する本サービスは、以下のとおりとし、その詳細は別途乙が甲に提示する「Glean ライセンスサービス仕様書」（以下、「サービス仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（１）基本サービス（Glean AI プラットフォームの利用に係るライセンスの提供）

（２）オプションサービス

２．用語の定義

本約款において、次の用語の意味は、各号に定めるとおりとする。

（１）「丙サービス」とは、本サービスのうち丙が提供するサービスをいい、丙の SaaS 製品、及びそれに関連するすべてのソフトウェアおよびドキュメント、並びに丙ブランドで提供される関連技術サービスを含むものをいう。

（２）「本サービス用システム」とは、丙サービスを提供するために、丙または丙が指定する第三者が設置、運用または管理する設備、サーバ、ネットワーク、ソフトウェアその他一切のシステムをいう。

（３）「甲端末設備」とは、本サービスを利用するために、甲が設置するパーソナルコンピュータ、タブレット、スマートフォンおよびこれらに類似する機器（当該機器に搭載されるソフトウェアを含む。）をいう。

（４）「接続サービス」とは、甲が本サービスを利用するにあたって、甲が電気通信事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる、電気通信サービスその他の接続手段をいう。

（５）「利用者等」とは、本サービスを利用する者として甲が指定する、甲の従業員をいう。

（６）「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63 年 12 月 30 日法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）の規定に基づき課税される地方消費税の合計に相当する額をいう。

（７）「丙サービス規約」とは、丙が運営する Web サイト https://www.glean.com/jp/legal 等で公開する最新の「Glean Terms of Service」、「Acceptable Use Policy」、「Data

Processing Addendum」、「Customer Support SLA」「ドキュメント」その他丙が本サービスに関して公表するポリシー・規約類の総称をいう。

（８）「ドキュメント」とは、丙が丙サービスを通じて、又は、丙が運営する Web サイト（ヘルプサイトを含むがそれに限られない。）で提供し、随時更新する丙サービスの技術文書及び利用ガイドをいう。

（９）「AI 機能」とは、丙サービスに含まれる生成 AI、機械学習、自然言語処理、要約、検索支援、回答生成その他人工知能技術を用いた機能をいう。

（１０）「AI 出力」とは、AI 機能により生成、提示または返答される文章、要約、検索結果、提案、回答、分類結果、分析結果その他一切の出力をいう。

（１１）「甲データ」とは、甲または利用者等が本サービスに入力、送信、保存、連携またはその他の方法により提供するデータ、情報、ファイル、コンテンツその他一切の電磁的記録をいう。

（１２）「特約条件」とは、見積書、注文書、個別契約書、申込書その他甲乙間で本契約に関して別途書面または電磁的方法により合意した条件をいう。

（１３）「本契約」とは、第３条に基づき甲乙間で成立する、本約款、サービス仕様書、特約条件および丙サービス規約により構成される本サービスに関する個別契約をいう。

［契約条項］

第１章　総則

第１条（目的）

本約款は、乙が丙の正規リセラーとして丙サービスを甲に再販売する基本条件、及び甲が乙に委託し、乙が受託する本サービスに関する基本条件を定めることを目的とする。

２．乙は、その裁量により、本約款をいつでも変更することができるものとする。但し、当該変更が甲の権利義務に重大な影響を与える変更であると乙が判断した場合は、甲に対し、事前に通知するものとする。

３．乙は、本約款を変更したときには、書面の送付、電子メールの送信、又は乙の Web サイトへの掲載等のうち、乙が適当と判断する方法にて行うことができるものとし、最新の本約款が第３条に定義する本契約に適用されるものとする。

第２条（サービス仕様書）

乙が甲に提供する本サービスの具体的な種類、内容、提供条件その他必要な条件は、本約款に定めるものを除き、サービス仕様書（本サービス共通の仕様書として乙が定めるものとする。）において定めるものとする。

２．乙は、乙が本サービス提供に合理的に必要と判断した範囲において、サービス仕様書

を甲の承諾を得ることなく、随時変更することができるものとする。但し、当該変更が大幅なサービス内容の変更であると乙が判断した場合に限り、甲に対し、予告するものとする。

3．乙は、サービス仕様書を変更したときには、書面の送付、電子メールの送信、又は乙の Web サイトへの掲載等のうち、乙が適当と判断する方法にて行うことができるものとし、最新のサービス仕様書が第 3 条に定義する本契約に適用されるものとする。

第 3 条（本契約）

甲が本サービスを利用するにあたっては、甲乙間で本契約を締結するものとする。

2．本契約は、乙が甲に本サービスに関する見積書を提示し、甲が本約款及びサービス仕様書に承諾の上、これに対する注文書を提示したときに成立するものとする。

3．甲は、本サービスを申込む場合、本サービスに関する甲の担当責任者及びその他乙所定の事項を、乙所定の様式により乙に通知するものとする。

4．乙が丙サービスの提供にあたり、本契約で別途合意した契約条件（以下、「特約条件」という。）、本約款本文及びサービス仕様書で規定するほか、丙サービス規約の定めが適用され、甲は、本サービス注文に伴い、丙サービス規約の諸条件に同意したものとみなされる。

5．甲は、利用者等に本約款及び丙サービス規約を遵守させるものとし、これらの者による本サービスの利用について責任を負うものとする。

6．特約条件、本約款、サービス仕様書、丙サービス規約は、本契約の一部を構成するものとし、これらの内容に齟齬が生じた場合は、以下の優先順位とする。但し、乙は、丙サービス規約、ドキュメント等と矛盾する丙サービスの仕様、特徴、又は能力に関する表明、保証、確約をするものではない。

- 第一優先：特約条件（見積書・注文書記載）
- 第二優先：サービス仕様書
- 第三優先：本約款
- 第四優先：丙サービス規約

7．前項にかかわらず、丙サービスの機能、利用条件、知的財産権、セキュリティ、技術的仕様、AI 機能、AI 出力、丙サポート内容その他丙サービス固有の事項については、丙サービス規約の定めが優先して適用されるものとする。

8．乙は、丙サービス規約を変更する権限を有さず、丙を代理して保証、表明、約束その他の義務を負担せず、また、丙を拘束する権限を有しないものとする。

9．甲は、乙を通じて丙に提出された注文書に関し、丙がアカウント管理及び請求目的で甲の本サービスの利用・消費に関する情報を乙と共有できることに同意するものとする。

第４条（通知）

乙は、本サービスに関する甲への通知を、書面の送付、電子メールの送信、乙の Web サイトへの掲載等のうち、乙が適当と判断する方法にて行うことができるものとする。

第５条（変更の届出）

甲は、次の各号に規定する事項について、当該事実の発生の 35 日前までに、乙にその旨を書面で通知しなければならないものとする。ただし、法に抵触するときは、事実発生後、直ちに乙にその旨を書面で通知するものとする。

（１）商号、住所に変更があるとき

（２）登録した電話番号、メールアドレス等に変更があるとき

（３）法人の合併または解散を行うとき

２．甲が、前項の通知を怠ったことで、甲が不利益を被った場合でも、乙は一切責任を負わないものとする。

第６条（本サービスの提供時間）

本サービスの提供時間は、サービス仕様書に定めるものとする。

第７条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内を原則とし、甲の事務所等が日本国外にある場合は、甲が自己の費用と責任において、日本国内外から接続サービス等を介して、本サービス用システムに接続できる場合に限り、利用することができるものとし、それ以外の場合は、本サービスを利用することができないものとする。

２．甲は、甲が前項に基づき日本国外から本サービスを利用する場合、当該利用にあたり、日本国外から本サービス用システムに対して、情報またはデータ（コンピュータプログラム、プログラムモジュールを含む）の送信または格納をすることについて、当該情報およびデータの輸出管理の責任は、甲にあることを了解し、これに関して適用されるすべての輸出規制（日本国の外国為替及び外国貿易法、米国再輸出規制、当該送信元または格納元の国の輸出規制を含むが、これに限らないものとする）を遵守するものとする。

第８条（甲の端末設備および接続サービス）

甲は、自己の費用と責任において、本サービスに必要なパーソナルコンピュータ、タブレット、スマートフォン等の甲端末設備すべてを準備し、かつ、電気通信事業法において定める電気通信事業者が提供するインターネットプロトコルによる接続サービスに加入するものとする。

２．甲は、自己の費用と責任において、前項にて準備した甲端末設備及び接続サービス

を、正常に稼働するよう維持管理するものとする。なお、甲は、前項にて準備した甲端末設備及び接続サービスに不具合がある場合、本サービスを利用できないことをあらかじめ承諾するものとする。

第９条（利用者等の登録）

乙は、必要に応じて、甲の担当責任者に対し、本サービスの利用に必要なWebサイトのURLおよび責任者ＩＤ（メールアドレス）に付与された初期パスワードを交付するものとする。

２．甲は、第３条（本契約）第３項に基づき、乙に通知した内容を変更する場合には、事前に乙に書面により通知するものとする。

３．甲は、本サービス用システム、本サービスの利用に係る端末その他の機器およびソフトウェアの操作・使用等について、乙所定の手順、ルール等を遵守し、ＩＤ（メールアドレス)、パスワード等の秘密保持手段を厳格に管理し、これらの誤動作、不正アクセス、不正利用等の防止に努めなければならない。

４．甲は、自己の費用にて、ＩＤ等の管理及び使用の責任を負うものとし、ＩＤ等を第三者に使用させ、又は貸与、譲渡等のいかなる処分をしてはならないものとする。

５．甲は、ＩＤ等の管理不十分、使用上の過誤、及び第三者の不正使用等による損害の責任を負うものとし、乙はその責任を負わないものとする。

６．甲は、ＩＤ等を紛失し、又は盗まれたとき、及びそれが原因で第三者に本サービスの不正使用、又は本サービス用システムへ不正アクセスされていることを知ったときには、直ちに乙にその旨を連絡するとともに、乙から指示ある場合は、これに従うものとする。

第１０条（甲の責任）

甲は、本サービスを、自らの内部事業目的のためにのみ利用し、第三者への販売、再販売、サービス提供、賃貸その他の配布をおこなわないものとする。

２．甲は、丙サービス規約を遵守するものとし、かつ、自己又は利用者等をして、次の各号に規定する事項（以下、総称して「禁止事項」という。）を行わないと共に、これらに関する疑義等を生じさせず、かつ、乙による本サービスの提供に支障の生じることのないようにするものとする。

（１）有害なコンピュータプログラム等を、送信又は書き込む行為
（２）第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
（３）第三者を誹謗若しくは中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
（４）第三者の財産、又はプライバシーを侵害する行為
（５）事実に反する情報、又は意味のない情報を書き込む行為
（６）公序良俗に反する内容の情報、文章及び図形等を、他人に公開する行為

（７）本サービスの変更、複製、翻訳又は二次的著作物の作成
（８）本サービスのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他ソースコード、非公開 API 又はアルゴリズムの取得・導出又はこれに類する行為（法令上認められる場合も、甲は、乙及び丙への事前の書面通知をしなければならない。）
（９）本サービス内の著作権その他の権利表示の削除・不明瞭化
（１０）本サービスを、本サービスのベンチマーク又は競合分析を行う目的で利用すること。
（１１）本サービスの特徴若しくは機能の複製し、又は類似若しくは競合する製品・サービスを構築するため本サービスを利用すること。
（１２）丙が承認していないチャネル又は市場を通じた取得・頒布
（１３）その他法令に違反する行為
（１４）サービス仕様書に定める義務等に違反する行為
（１５）前各号のいずれかに該当するおそれがあると乙が判断する行為
（１６）その他本サービスの提供を妨げると乙が判断する行為

３．乙は、甲が禁止事項の全部又は一部に該当する場合、甲に通知することにより、本サービスの全部又は一部の実施を停止する権利を留保するものとする。

４．甲が本サービスの提供を受けるにあたり、甲は、前二項のほか、次の各号を遵守するものとする。
（１）利用者等に対しても、甲の責任において、前二項の規定を遵守させること
（２）利用者等の利用に係る費用および料金、ならびにその他の債務についても、乙に対し責任を負うこと

５．甲は、本サービスに入力、送信、接続又はその他の方法で提供するデータについて、丙サービスを利用し、丙に当該データを処理させるために必要な一切の権利及び権限を有すること、並びに当該データ及びその処理が適用法令、政府規制に違反せず、かつ、第三者の権利を侵害しないことを表明し、保証するものとする。

６．甲は、本サービスと連携させる外部システム、外部データソース、API および各種コネクタ等（以下、「連携対象環境等」という。）の利用権限、アクセス権設定の適法性、ならびに当該連携が第三者の利用規約、知的財産権その他一切の権利を侵害しないことを表明し、保証するものとする。連携対象環境等の仕様変更、障害、認証失効、API 制限または利用停止に起因して本サービスに生じた不具合、インデックス遅延その他の影響について、乙は何らの責任も負わないものとし、甲の責任と費用においてこれを解決するものとする。

７．甲は、甲のデータ処理については、丙サービス規約（「Data Processing Addendum」を含む。）が適用されることに同意する。

８．甲は、本サービスの AI 機能及びその AI 出力が、生成 AI その他の人口知能技術を利用して生成されるものであり、不正確、不完全又は不適切な内容を含む可能性があるこ

とを理解し、了承するものとする。

９．甲は、本サービスの AI 機能及び AI 出力を利用して重大な判断又は業務上の意思決定を行う場合、自らの責任においてその正確性、完全性、適法性及び目的適合性を確認するものとする。

１０．甲は、本サービスに関して甲が使用する情報（データおよびコンテンツ）について、バックアップが必要と判断する場合は、自らの責任でバックアップを取得し、保存するものとする。

１１．乙は、甲が本条に違反した場合又はそのおそれがあると合理的に判断した場合、甲に通知のうえ、本サービスの全部または一部の提供を停止し、又は必要な是正措置を求めることができるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は事後通知で足りるものとする。

１２．本サービスに関連して、第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、甲は、自らの費用と責任において、当該紛争の解決にあたるものとし、かつ、乙を一切免責する。万一、当該紛争に関連して、乙に損害が発生した場合、甲は、これを賠償する責任を負う。ただし、当該紛争が乙の故意・重過失により生じた場合には、この限りではない。

第１１条（キャンセル不可・中途解約・減数の禁止）

本契約成立後は、甲は、乙の事前の書面による同意がない限り、本契約のキャンセル、契約期間中の本サービスの数量（シート数及びライセンス数を含む。）の減少、その他本契約の条件の変更を行うことはできないものとする。

２．甲は、契約期間の途中で本契約を解約することはできないものとする。ただし、第３５条及び第３６条に基づく場合を除く。

３．本契約又はサービス仕様書に定める場合を除き、理由の如何を問わず、既に支払済みの料金の返金は行わないものとし、甲は、未払いの料金がある場合、契約期間の残余期間に対応する金額を含め、本契約に基づき乙に対して負担する一切の支払い義務を免れないものとする。

第 12 条（料金体系）

甲は、本サービスの利用にあたり、甲に適用される料金プランに応じて、Glean Core Suite 料金、Model Hub Usage、FMM 料金、に係る料金その他特約条件、サービス仕様書、見積書、注文書に定める料金を乙に支払うものとする。甲に適用される料金プランは、特約条件又は見積書、注文書に定めるものとする。

2. 甲に Glean Core Suite および Model Hub の料金プランが適用される場合、Model Hub Usage には、特約条件に定める Model Hub Commit が充当されるものとする。Model Hub Usage が Model Hub Commit を超過した場合、甲は、当該超過分について、特約

条件、サービス仕様書又は丙が定める適用条件に基づき算定される追加料金を、乙に対して支払うものとする。

3. 契約期間終了時における未消化の Model Hub Commit 及び追加購入された Model Hub Commit の失効、次期契約への繰越しその他の取扱いは、特約条件、サービス仕様書及び丙が定める適用条件に従うものとする。
4. FMM 料金、Customer Key 利用時の料金、利用する AI モデルの料金、Model Hub Usage の算定方法その他の料金条件は、特約条件、見積書、注文書、サービス仕様書、及び丙が定める適用条件に従うものとする。
5. 本条第 2 項に定める場合のほか、甲による丙サービスの利用が契約上の利用上限を超過したことにより、乙に追加料金、超過料金その他これらに類する料金が発生した場合、甲は、甲の利用に起因して発生した当該超過分に対応する金額を乙に支払うものとする。

6．管理画面その他丙が提供する利用状況の表示は、参考情報として提供されるものであり、最低コミットメント、超過料金、FMM 料金、追加オプションその他の料金を含む甲に対する最終的な請求額と一致しない場合があるものとする。

7．丙が、料金、単価、料金体系、利用上限、料金の算定方法または対象機能を変更した場合、乙は、当該変更後の条件を甲に適用できるものとする。

第１３条（トラブル等の処理）

甲は、本サービスを利用できない等、本サービスに関し、何らかのトラブルが発生したことを知ったときは、すみやかにその旨を乙に通知し、当該トラブルに対する処置につき協議し、トラブルの解決に甲乙協力してあたるものとする。

２．前項に基づくトラブルが、本サービスを提供する本サービス用システムに起因して生じた場合、又は本サービス用システムと第三者との間での何らかのトラブルに起因して生じた場合には、乙は、本サービスの提供元である丙にエスカレーションを行うものとするが、乙は丙による解決又は復旧を保証するものではなく、また、乙は何ら責任を負わないものとする。

３．第１項に基づくトラブルが、本サービス用システムに起因しない場合、または本サービス用システムに起因しない第三者との間で何らかのトラブルが生じた場合には、甲は、自己の費用と責任において、当該トラブルを解決するものとする。

４．甲は、第１項に基づく何らかのトラブルが発生したときは、乙に通知する前に、甲端末設備および接続サービスに不具合のないことを、甲にて確認するものとする。

第１４条（本サービスの提供中止）

乙は、次の各号の場合には、本サービスの全部または一部の実施を一時中止することができる。この場合、甲は本サービスが利用できなくなることにつき、合意するものと

する。
（１）本サービスの保守上またはメンテナンス上、やむを得ないとき
（２）その他甲の責に帰すべき事由、本サービス用システム、甲端末設備の不具合や、本サービス用システムを通じて行われる第三者の行為（サイバーアタック等を指すが、これに限らない）により、乙の業務に著しい支障をきたすとき、またはその虞のあるとき
２．乙は、前項の規定により、本サービスの全部又は一部の実施を一時中止する場合には、あらかじめその旨を甲に通知する。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断する場合、乙は、事後速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第１５条（本サービスの提供停止）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。
（１）甲が乙に通知し、又は届け出た事項について、虚偽の事項が発覚した場合
（２）本サービスに係る料金等その他の債務について、支払期日を経過しても、なお乙に支払いを行わないとき
（３）本契約に違反したとき
（４）裁判所その他公的機関からの要請または法令に基づき、本サービスの提供を停止するとき
（５）甲の責に帰すべき事由により、甲の端末設備または甲が加入する接続サービスを通じて行われる甲または第三者の行為（いわゆる迷惑メール送信の踏み台行為やＤｏｓ攻撃等を指すが、これに限られない。以下、本条において同じ。）により、乙の本サービス提供に著しい支障を及ぼすとき、またはその虞のある行為がなされたとき
（６）火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスが提供できないとき
（７）前各号のほか、運用上あるいは技術上、乙が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により乙が本サービスの提供が困難と判断したとき
２．乙は、前項の規定により本サービスの提供停止を行う場合は、あらかじめその理由および本サービスの提供停止を行う日を、甲に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断するときは、この限りではないものとする。
３．乙は、第１項により、甲又は第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず、一切責任を負わないものとする。

第１６条（本サービス用システムの修理または復旧）

甲は、本サービスを利用することができない場合、甲端末設備、接続サービスに故障のないことを確認のうえ、利用できない旨を乙に通知するものとする。乙が必要と認める場合、甲および乙は、本サービス用システムの修理または復旧の処置等について、協議を行うものとする。

第１７条（事故対応）

甲および乙は、天災地変、第三者による侵害行為その他本サービスの提供と利用に支障をきたすおそれがある事故が発生した場合には、当該事故の事由によらず、速やかに相手方に通知し、事故後の対策につき協議するよう努めるものとする。

第１８条（通信利用の制限）

乙は、電気通信事業法（昭和５９年１２月２５日法律第８６号）第８条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれ がある場合の、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共 の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置を取ることができるものとする。

第１９条（通信の切断）

甲は、電気通信事業者による気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１５条および第１５条の２の規定による警報事項の通知により、通信を 切断されることがあることを了承するものとする。

第２章　本サービス

第２０条（本サービスの内容）

本サービスの詳細及び除外作業は、サービス仕様書に定めるものとする。

２．乙又は丙が書面で別途合意しない限り、丙サービス及び甲に提供されるライセンスは、丙から甲へ電子的に直接納入されるものとする。

３．新規に契約する丙サービスについて、サブスクリプション期間の開始日は、次のいずれか遅い日とする。

・丙が甲による丙サービスの利用を可能にした日

・注文書に記載された日

４．丙サービスの更新の場合、サブスクリプション期間の開始日は、従前のサブスクリプション期間の終了日の翌日とする。

第２１条（サポート）

甲は、乙に対し、サービス仕様書の定めに従い、本サービスに関する問い合わせをすることができ、乙は、甲に対し、サービス仕様書の定めに従ったサポートを提供するものとする。

２．甲は、丙が提供する丙サービスのサポートについて、丙の「Customer Support SLA」を含む丙サービス規約に定める条件に従うものとし、丙サポート窓口に対して直接問い

合わせることができるものとする。

3．乙は、丙の「Customer Support SLA」に定めるサービスレベルをそのまま甲に対して保証するものではない。乙が甲に対して提供するサービスレベルは、サービス仕様書に定める範囲に限られるものとする。また、丙が丙サービス規約に従って丙サービス又はその仕様、機能、提供条件等を変更した場合、乙は、当該変更について、甲に対する責任を負わないものとする。

4．サポートの受付時間、対応条件、対応範囲その他の詳細は、サービス仕様書に定めるとおりとする。

第２２条（本サービスの責任）

乙は、本サービスの提供にあたり、甲の利用目的の適合性、有用性等について一切保証するものではなく、また甲の諸問題の解決を保証するものではない。

2．本サービスを利用して甲が提供または送信する情報は甲の責任で提供されるものであり、乙は、その内容等についていかなる保証も行わない。また、本サービスの提供にあたり、本サービス用システムに保存されているデータの消失、廃棄、改変等について、乙は一切保証しないものとする。

第３章　一般条項

第２３条（資料の取扱い）

甲および乙は、本契約の履行に関連して、相手方から提供または提出される資料（以下、「本資料」という）がある場合、これを次の各号に定める条件に従い、使用するものとする。

（1）本契約に規定する目的以外に使用しないこと

（2）複製または改変する場合は、あらかじめ相手方の書面による同意を得ること

（3）第三者（第２５条（再委託）に定める本サービスの再委託先（丙を含み、以下「再委託先」という）を除く）に開示および漏洩しないこと

（4）前各号のほか、著作権その他の権利が提供する者に単独で帰属することを承認すること

2．甲は、本サービスの提供のために、資料の提供を乙から要請され、甲が必要と判断した場合はその資料を無償で提供するものとする。

3．甲から提供を受けた資料の不足、内容の誤りまたは甲による資料の提供の遅延により、本サービスを提供できなかった場合、または甲が損害を被った場合には、乙は、損害賠償の責を免れるものとする。

第２４条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じる権

利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡しまたは引受けさせてはならないものとする。

第２５条（再委託）

乙は、甲の承諾を得ることなく、本契約に基づき提供する本サービスの全部または一部のサービスを、乙の費用と責任において、第三者に再委託できるものとする。この場合、乙は当該再委託先に対して、第２７条（秘密保持）および第２８条（個人情報の取り扱い）と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

第２６条（知的財産権の取扱い）

本サービスに関する産業財産権、著作権等、知的財産権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む、以下「知的財産権」という）は、丙及びそのライセンサー又は第三者が従前から保有している権利を除き、乙に帰属するものとする。但し、次項に定める場合を除く。

２．丙及びそのライセンサーは、丙サービス、その基礎技術、ドキュメンテーション、並びにこれらの二次的著作物、変更または、改良について、登録の有無を問わず、特許、商標、営業秘密、商号及び著作権を含むすべての知的財産権に係る権利、権原及び利益を留保するものとし、明示的に付与されていない権利は、丙が留保し、その他のライセンス又は黙示の権利は付与・移転されないものとする。

３．甲及び乙は、本サービスに関し、相手方から提供を受けたプログラム、マニュアルその他の資料について、それらに関する知的財産権を尊重し、本契約の目的外に利用しないものとする。

第２７条（秘密保持）

本契約において秘密情報とは、本契約の有効期間中、本契約に関連して甲および乙が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって次の各号の一に該当するものならびに提供資料をいう。

（１）秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他開示される情報

（２）秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後 25 日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの。

２．前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本契約における秘密情報として取扱わないものとする。

（１）開示の時点で既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。

（２）開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。

（３）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。

（４）秘密情報を利用することなく被開示者が独自に開発した情報。
（５）開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者の情報。
３．甲および乙は、本契約の有効期間中のみならず本契約終了後も、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報をいかなる第三者（再委託先を除く）に対しても開示または漏洩しないものとする。
４．甲および乙は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって相手方の秘密情報を管理するものとする。
５．甲および乙は、相手方の秘密情報を、当該相手方の秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員のみに開示することができるものとし、当該役員および従業員に対して本条に定める秘密保持義務を遵守させるものとする。
６．甲および乙は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を本契約の履行以外の目的で一切使用してはならないものとする。
７．本条に定めた規定にかかわらず、甲および乙は、政府機関、裁判所等から法令に基づき秘密情報の開示を要求された場合、相手方に対し、法律上認められる範囲内で相手方の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えたうえで、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとする。この場合、当該秘密情報の開示者は、開示先に対し当該秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請するものとする。

第２８条（個人情報の取り扱い）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方およびその取引先が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含む。また、秘密の情報であるか否かを問わない。以下、「個人情報」という）を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約以外のために利用し、または再委託先（以下「再開示先」という）以外の第三者に利用させもしくは開示、漏洩してはならないものとする。
２．甲および乙は、個人情報を再開示先に提供しようとする場合は、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該再開示先に課すものとする。
３．甲および乙は、相手方の書面による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとする。
４．甲および乙は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならないものとする。
５．甲および乙は、本条項に違反して個人情報が本契約以外に利用され、または第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、ただちに相手方に報告するとともに、当該個

人情報の回収等の善後策を速やかに講じるものとする。
6．甲および乙は、作成した個人情報の複製物を廃棄するときは、書類については裁断または焼却の方法により、電磁的記録についてはデータ消去または媒体の破壊の方法により、これを行うものとする。
7．前条に定める秘密情報に該当する個人情報については、本契約の秘密情報に係わる定めに加え、本条の定めをあわせて適用するものとする。
8．本サービスの利用に伴い丙に提供される個人データの取扱いについては、丙の「Data Processing Addendum」を含む丙サービス規約の定めるところによるものとする。

第２９条（不可抗力）

天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他乙の責に帰することのできない事由に起因する本契約の履行遅滞または不能について、乙は何らの責も負担しないものとする。

第３０条（サービス提供期間）

本サービスのサービス提供期間は、1 年間以上の期間とするものとし、特約条件に定めるものとする。
2．本契約の有効期間が自動更新された場合、本サービスのサービス提供期間も 1 年間自動更新されるものとし、以後同様とする。

第３１条（サービス料金）

本サービスのサービス料金は、特約条件に定めるものとする。
2．本契約の有効期間が自動更新される場合、乙は、自動更新の 50 日前までに通知することにより、更新後の本サービスのサービス料金を変更できるものとする。

第３２条（支払方法）

乙は、甲にサービス料金およびこれらにかかる消費税等相当額を請求するものとし、甲は、特約条件に基づき、当該請求額を乙の指定する銀行口座に振込む方法にて乙に支払うものとする。
2．前項の他、本サービス提供開始後に発生する甲の固有の要請・事情等への対応に係る費用の支払いについて、乙は、当該対応の発生する都度、甲に対し別途請求書を発行するものとし、当該請求に係る甲から乙への支払い方法は第 1 項に準ずるものとする。
3．本条に係る甲から乙への支払いに伴う振込み手数料は甲の負担とする。

第３３条（支払遅延）

甲が、本契約により生じる債務の弁済を怠ったときは、乙に対し支払期日の翌日から

完済の日まで本契約に定めるサービス料金の年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第３４条（料金未払いによるサービスの提供中止およびその回復）

支払い期日までにサービス料金の入金が確認できなかった場合、乙は、当該月末をもって本サービスを停止することができるものとする。ただし、本サービスが停止された場合であっても、甲は、最終利用月までのサービス料金の支払い義務を免れるものではない。

２．サービス料金の未払いにより、本サービスの提供が停止された場合で、甲の希望により本サービスを回復する場合は、未納分に加え、再設定料として別途費用が発生するものとし、甲はサービス料金に加えて当該再設定料を支払うものとする。なお、再設定料は甲乙協議のうえ定めるものとする。

第３５条（契約の解除）

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとする。当該解除により甲および乙に損害が発生した場合、甲および乙は、次の各号に該当する当事者に対し、損害を請求することができるものとする。

（１）本契約の条項の一に違反し、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に当該違反行為が是正されないとき

（２）サービス料金の支払いを遅延したとき

（３）差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき、または自ら任意整理、清算手続に入ったとき

（４）自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき

（５）監督官庁より営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき

（６）資本の減少、営業の全部または重要な一部の休・廃止をなし、もしくは会社が合併によらない解散の決議をしたとき

（７）前各号のほかその財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるときもしくは本契約の継続が著しく困難となる事由が生じたとき

２．甲は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い乙に対して負担する一切の金銭債務全額を直ちに弁済するものとする。

３．甲が第１項のいずれかに該当し本契約を解除したときは、本契約の有効期間満了日までの当該契約のサービス料金に消費税等相当額を加算した総額から、解除時点における

支払済のサービス料金に消費税等相当額を加算した額を差し引いた残額を直ちに一括で乙に支払うものとする。

4．前３項に基づく本契約の解除は、第１項に該当する当事者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

5．乙は、丙が日本国での丙サービスの提供を止めたとき、丙が自国で倒産手続きをしたとき、または丙と乙との間の本サービスに関する契約が終了したとき、本契約を解除することができるものとする。なお、これに起因して甲に生じた損害等について、乙は一切の責任を負担しないものとする。

6．丙と乙との間の本サービスに関する契約が終了した場合、乙は、本契約の契約上の地位を丙に譲渡することができるものとし、甲はこれに対して異議を述べないものとする。

第３６条（反社会的勢力との取引排除）

甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかにでも該当したときは、相手方に何らの通知、催告も要せず、直ちに本契約を解除できるものとする。

（1）自己および自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）であるとき、または反社会的勢力であったとき

（2）アメリカ合衆国の移民国籍法のセクション 219 において国外テロリスト組織として指定されている組織に対して、物質的な支援または資源を提供したとき（かつ、物質的支援または資源の性質、場所、出所または所有権を隠匿または偽装したとき）

（3）自己および自己の役員が、反社会的勢力を利用したとき

（4）自己および自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与したとき

（5）自己および自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

（6）自己が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い相手方の名誉や信用を毀損し、または、相手方の業務を妨害したとき

2．甲および乙は、前項各号を確認することを目的として相手方が行う調査に協力するものとする。

3．甲および乙は、第１項に該当し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。

4．第１項による解除は、甲および乙が被った損害につき第１項に該当する当事者に対し損害賠償請求をすることを妨げない。また、当該解除により第１項に該当する当事者に損害が生じても、甲および乙はこれを一切賠償しないものとする。

第３７条（損害賠償）

乙は、乙の責に帰すべき事由により甲に損害が発生した場合、次項に基づき、甲に対して損害賠償の責任を負うものとする。

２．乙は、本契約に基づき損害を賠償する場合、通常かつ現実に生じた直接損害に限り賠償責任を負うものとし、特別な事情による損害、間接損害および逸失利益については責任を負わないものとする。また、当該損害賠償額は、損害発生の直接原因となった本契約に定めるサービス料金の月額相当分を限度とするものとする。

第３８条（乙の免責事項）

乙は、本サービスを「現状のまま」で提供し、また、丙サービス及び出力が「現状のまま」で提供され、乙及び丙が明示的または暗示的なあらゆる種類の保証（市場性の保証、特定用途への適合性、非侵害を含むがこれらに限定されない。）をすべて明白に放棄することを、甲は理解して同意するものとする。

２．乙は、丙サービスに関する丙のリセラーであり、丙サービス自体の開発者又は提供主体ではないことを、甲は理解して同意するものとする。

３．乙は、丙サービス規約を変更し、丙を代理して保証、表明、約束その他の義務を負担し又は丙を拘束する権限を有しないことを、甲は理解して同意するものとする。

４．丙サービスの保証は、丙サービス規約において丙が明示的に行う保証の範囲に限られるものとし、乙は、丙の保証をそのまま甲に対して保証するものではない。

５．乙は、丙、クラウドサービスプロバイダー、AI モデルプロバイダー、接続サービスその他乙の合理的支配の及ばない第三者に起因するサービスの停止、障害、仕様変更、データ消失、又は、AI 出力の不正確性について、損害賠償その他一切の責を負わないものとする。

６．乙は、甲が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について、その完全性、正確性、有効性または適法性に関する保証を含め、何らの保証もしないものとする。

７．乙は、本サービスが生成する AI 出力（要約、回答、検索結果等を含むがこれに限られない。）の正確性、完全性または適法性について、何らの保証もしないものとし、甲は、AI 出力を自らの判断と責任において利用するものとする。

８．乙は、本サービスに関し、データの消失又は、不正確性が生じないこと又は、本サービスが中断なくあるいは、エラーなく動作することを保証しない。

９．乙は、インターネット利用に内在する問題、ローカル環境でのアップデート、その他甲のネットワーク又はクラウドサービスプロバイダー及びアカウントに関連する問題について責任を負わないものとする。

１０．乙は、前条の場合を除き、本サービス用システムの保守、交換、改善その他の変更もしくは故障その他の障害または第三者の故意もしくは過失による甲の情報の利用不

能、送信遅延、誤送、消失、改竄および漏洩ならびにこれにより発生した損害を含め、甲が本サービスの利用に関して被った損害について、原因の如何にかかわらず、損害賠償その他一切の責を負わないものとする。

１１．乙は、前項に加え、サービス仕様書に定める免責事項について、損害賠償その他一切の責を負わないものとする。

１２．甲による本サービスの利用、乙又は丙が提供していない他のソフトウェア、ハードウェア、外部データソース、API、ネットワーク、接続サービスその他の製品またはサービス（甲または第三者が開発、作成または提供するカスタムコネクタ、スクリプトおよび連携プログラムを含み、以下、「外部製品等」という。）との組み合わせ利用、又はこの利用に関連または関係する甲の何らかの行為を原因として第三者から乙に対し何らかの要求、訴訟その他の請求（以下、「当該紛争等」という）が提起された場合、甲は、自らの費用と責任において当該紛争等の解決にあたり、かつ、乙を免責するものとする。万一、当該紛争等に関連して乙に損害が発生した場合、甲は、これを賠償する責任を負うものとする。

１３．乙は、本サービス用システムに格納した甲の情報（以下、「甲の情報」という。）の保管、保存およびバックアップ等に関して責任を負わない。

１４．乙は、本サービスの利用若しくは外部製品等との組み合わせ、連携または併用に起因して生じた障害、動作不良、データの不正確性、データ漏えい、消失、ならびに第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密その他の権利侵害に関する一切の損害および請求について、損害賠償その他何らの責任も負わないものとする。なお、丙が提供するカスタムコネクタ向け API またはフレームワーク等を利用して構築された連携機能、および丙が標準機能として提供するコネクタを介して連携される外部クラウドサービスとの組み合わせについても同様とする。

１５．乙は、甲が本サービスの利用に関して被った損害ならびに第三者に与えた損害およびこれに係る賠償責任について、本契約で定めるものの他、いずれの場合においてもその請求原因の如何を問わず、何ら責任を負わないものとする。

１６．天災、事変その他不可抗力により乙が本サービスの提供を実施できなかったときは、乙は一切その責を負わないものとする。

１７．乙は、本サービスの保守、運用上または技術上必要とした場合、必要最低限の範囲で甲の情報について監視、履歴情報等の取得、保存、分析、調査その他の必要な行為をおこなうことができるものとし、甲はあらかじめこれを承諾する。ただし、本項は、乙の監視義務および管理責任を定めたものではないものとする。

１８．乙は、本サービス用システムの故障等により甲の情報が消失したため発生した損害、または第三者の故意または過失による甲の情報の改竄や消失に起因する損害、その他、甲が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の責任の種類を問わず賠償の責任を負わないものとする。ただし、乙

の故意または重大な過失により甲が被った損害についてはこの限りではない。

１９．乙は、本サービス用システム等へのすべての不正とみなされる侵入、その他の不正とみなされる行為を防止することを保証する責任を負わないものとする。

２０．本サービスを利用するための初期設定作業等の遅延により、本契約にて定めた本サービス提供開始時期までに本サービスを提供できない場合であっても、乙は当該遅延に対して何らの責任も負わないものとする。

２１．乙は、誤作動や誤操作など、起こりうる各種障害に対して人命の安全に配慮した動作へ移行することが必要な環境や業務での利用を目的とした用途により発生しうる事象について、一切の責めを負わない。

２２．乙の免責事項は、本サービスに係る免責、無保証および損害賠償責任の制限につき、本契約で定めるものの他、丙サービス規約に定めるとおりとする。

第３９条（有効期間）

本契約の有効期間は、原則として１年間以上の期間とするものとし、別途甲乙間で合意するものとする。

２．本契約の有効期間満了の 50 日前までに甲乙のいずれからも何ら意思表示がなされない場合、本契約は更に１年間更新されるものとし、以後同様とする。

第４０条（存続条項）

甲および乙は、本契約が期間満了または解除もしくは解約において終了した場合であっても、第２６条（知的財産権の取扱い)、第２７条（秘密保持)、第２８条（個人情報の取り扱い)、第３７条（損害賠償）および第４１条（管轄裁判所）の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第４１条（管轄裁判所）

甲乙間における本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第４２条（準拠法）

本約款および本契約の準拠法は日本法とする。但し、丙サービスに関する準拠法は、丙サービス規約に従うものとする。

第４３条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議の上、処理解決するものとする。

以上